

○免許更新 Q&A (現職教員向け：滋賀県作成)

- ① 更新・延期・免除の申請について、所有している免許状の写しが必要とありますが、免許状を紛失した場合はどうすればよいですか？

→免許状を紛失した場合は、各授与権者が発行する授与証明書を添えて申請することにより、免許状の更新手続が可能です。授与証明書の申請については各授与権者（都道府県教育委員会）のホームページ等を参照ください。

- ② 免許状の更新手続を行う場合は都道府県教育委員会ならどこでも更新の申請をしてもよいのでしょうか？

→更新の申請は免許管理者に行うことになります。現職教員などである場合は勤務地の都道府県教育委員会、現職教員以外の方は住所地の都道府県教育委員会になります。

※滋賀県内の県立学校等、県立機関に所属している場合は所属長を通じて、幼稚園・小学校・中学校に所属している所属長より市町の教育委員会を通じて滋賀県教育委員会教職員課へ送付してください。

- ③ 旧免許状を持っている場合、教員として働いている者と働いていない者の免許状の扱いはどのように違うのでしょうか。

→ <現職教員の場合>

修了確認を受けられず、免許状が失効した場合はその免許状を免許管理者に返納する必要があります。

単位と学位は引き続き活用できますので、その後、更新講習を修了すれば、新免許状が取得できます。

<現職教員以外の者の場合>

修了確認の義務が課されていないため、修了確認期限を過ぎても免許状は失効しませんが、そのままでは教壇に立つことはできません。

修了確認期限を過ぎた後は教壇に立つためには更新講習を修了し、免許管理者の修了確認を受けることが必要となります。

④ 受講免除の申請はいつ行ってもよいのですか？

→更新講習の受講免除の申請は、各自の修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに行わなければなりません。免除対象者に該当しても、免除認定の申請をしなかった場合、修了確認期限後に免許状は失効します。必ず免除認定の申請を行ってください。

⑤ 特別支援学校教諭免許状に、特別支援教育領域を追加した場合、修了確認期限の延期は認められますか？

→旧免許状を取得した方で、修了確認期限までの10年以内に最新の免許状の授与を受けている場合、修了確認期限の延期が認められます。しかし、特別支援学校教諭免許状について、新たに特別支援教育領域を追加した場合は、免許の「授与」ではないため、修了確認期限の延期は認められません。

⑥ やむを得ない事由により、修了確認期限を延期した場合、そのやむを得ない事由のある期間中に講習を受講することは可能ですか？

→やむを得ない事由により修了確認期限を延期した場合で、その後の事情の変化により免許状更新講習を受講できるようになったときには、その期間中に受講することも不可能ではありません。

ただし、更新講習修了確認に活用できるのは、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に修了した講習のみですから、やむを得ない事由がなくなった日から2年2ヶ月後まで延期している場合、受講しても活用できないこととなってしまいます。